

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第12条第1項	ばい煙発生施設の構造等の計画変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第9条第1項又は第11条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。